

「三重の木」規格基準 改正後

区分	材種	品質基準			寸法基準				乾燥基準		
構造用製材	【甲種】 ・土台 ・大引 ・梁、桁 ・胴差 ・母屋 ・棟木 ・小屋梁 ・たいこ梁	区分		基準	単位:mm				【人工乾燥処理材】 含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。 【天然乾燥処理材】 含水率 30%以下であること。		
		節	狭い材面		径比が40%以下であること。	人工乾燥処理を施したものの 仕上げ材	75未満	+ 1.5 - 0			
			広い材面	材縁部	径比が25%以下であること。			75以上		+ 2.0 - 0	
				中央部	径比が40%以下であること。		75未満			+ 1.5 - 0	
			円柱類の材面		径比が35%以下であること。			75以上 105未満		+ 2.0 - 0	
		集中節	狭い材面		径比が60%以下であること。	未仕上げ材	75未満			+ 1.5 - 0	
			広い材面	材縁部	径比が40%以下であること。			75以上 105未満		+ 2.0 - 0	
				中央部	径比が60%以下であること。		105以上			+ 5.0 - 0	
		円柱類の材面		径比が53%以下であること。	人工乾燥処理を 施していないもの	75未満		+ 2.0 - 0			
		丸身		20%以下であること。			75以上 105未満	+ 3.0 - 0			
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。	105以上	+ 5.0 - 0					
			材面	材長の1/6以下であること。		材長		+ 制限なし - 0			
		目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	JAS2級同等						
		繊維走行の傾斜比		1:8以下であること。							
		平均年輪幅		8mm以下であること。							
	腐朽	1 程度の軽い腐れ(腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ。)の存する材面の面積の10%以下であること。									
		2 程度の重い腐れ(腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ)がないこと。									
		3 土台用にあつては、腐れがないこと。									
	曲がり		0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。								
	虫穴		顕著でないこと。								
狂い及びその他の欠点		顕著でないこと。									
(注) 上表の節・集中節の径比の基準は、甲種構造用Ⅱ(木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm以上のもの)に適用するもので、甲種構造用Ⅰ(木口の短辺が36mm未満のもの、及び木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm未満のもの)については、狭い材面を適用する。											
【乙種】 ・通し柱 ・管柱 ・間柱	区分		基準	単位:mm				【人工乾燥処理材】 含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。 【天然乾燥処理材】 含水率 30%以下であること。			
	節	径比が40%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が35%以下であること。		人工乾燥処理を施したものの 仕上げ材	75未満	+ 1.5 - 0					
		集中節	径比が60%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が53%以下であること。			75以上	+ 2.0 - 0				
	丸身		20%以下であること。		未仕上げ材		75未満		+ 1.5 - 0		
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。		75以上 105未満			+ 2.0 - 0		
			材面	材長の1/6以下であること。			105以上		+ 5.0 - 0		
	目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	人工乾燥処理を 施していないもの	75未満	+ 2.0 - 0					
	繊維走行の傾斜比		1:8以下であること。			75以上 105未満	+ 3.0 - 0				
	平均年輪幅		8mm以下であること。	105以上	+ 5.0 - 0						
	腐朽	1 程度の軽い腐れの存する材面の面積の10%以下であること。									
		2 程度の重い腐れがないこと。									
	曲がり		0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。								
	虫穴		顕著でないこと。								
	狂い及びその他の欠点		顕著でないこと。								
	材長									+ 制限なし - 0	

区分	材種	品質基準			寸法基準				乾燥基準				
造作用製材	天井板・壁板等	区分	基準	備考	単位:mm				含水率 (仕上げ材) 18%以下であること。  (未仕上げ材) 18%以下であること。  (天然乾燥処理) 30%以下であること。				
		節	死に節、抜け節は埋木補修、節割れはパテ等で補修してあること。	「三重の木」基準	区分	表示された寸法と測定した寸法との差							
		丸身	ないこと。	JAS上小節同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満	+ 1.0		- 0			
		腐朽、虫穴及び髓心	ないこと。				75以上	+ 1.5		- 0			
		貫通割れ	木口			木口の長辺の寸法以下であること。	未仕上げ材	75未満		+ 2.0	- 0		
			材面			ないこと。		75以上 105未満		+ 3.0	- 0		
		材面の短小割れ				割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	105以上	+ 5.0		- 0	人工乾燥処理を施していないもの	+ 制限なし	- 0
		曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの			1.0%以下であること。	材長			+ 制限なし			- 0
			上記以外の寸法のもの			0.4%以下であること。							
		そり又はねじれ				軽微であること。							
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		極めて軽微であること。											
変色、あて、かびその他の欠点		軽微であること。											
下地用製材	野地板・垂木・胴縁等	区分	基準	備考	単位:mm				含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。  (未仕上げ材) 20%以下であること。  (天然乾燥処理) 30%以下であること。				
		節(材面における欠け、きず及び穴を含む)	径比が60%以下であること。	JAS2級同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満	+ 1.0		- 0			
		丸身	50%以下であること。				75以上	+ 1.5		- 0			
		貫通割れ	木口			木口の長辺の2.0倍以下であること。	未仕上げ材	75未満		+ 2.0	- 0		
			材面			材長の1/3以下であること。		75以上		+ 3.0	- 0		
		曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの			1.5%以下であること。	材長			+ 制限なし			- 0
			上記以外の寸法のもの			1.0%以下であること。							
		そり又はねじれ				顕著でないこと。							
		虫穴				顕著でないこと。							
		腐朽、変色、入り皮、やにつぼ、かび、あてその他の欠点				顕著でないこと。							
フローリング	単層フローリング	区分	基準			単位:mm				含水率 (仕上げ材) 15%以下であること。			
		フローリングの日本農林規格を基準とする。			区分	表示された寸法と測定した寸法との差							
		※死に節、抜け節は埋木補修、節割れはパテ等で補修してあること。		厚さ	±0.3								
				幅	±0.5								
				材長	+ 制限なし ~ 0								
集成材	化粧ばり構造用集成材	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。				集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。				
	構造用集成材(注)③												
合板	構造用合板(注)④	合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。				合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。				
(注) ①各基準の測定方法は、各材種の日本農林規格に準拠のものとする。 ②含水率は、原則、(財)日本住宅・木材技術センター認定の含水率計を用いて測定するものとする(集成材は除く)。 ③梁、桁、胴差し、小屋梁として使用するものについては、県産材ラミナの利用率が50%以上の異樹種使用の複合製品も「三重の木」の対象とする。 ④構造用合板には、100%県産材を使用する。 ⑤人工乾燥処理は人工乾燥処理装置によって人為的及び強制的に温湿度等の管理を行うこと。 ⑥天然乾燥処理は人為的及び強制的に温湿度を調整することなく適切な管理のもと、一定期間積積み等を行うこと。													